

令和2年度保険料率について



令和2年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部	(9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部	(38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持すべきという支部	21 支部	(18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部	(13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部	(6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4 支部	(1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和2年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10.00%
- 今回より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

共通料率(A+B-C)	4.73%
A.第2号都道府県単位保険料率	3.89%
B.第3号都道府県単位保険料率	0.87%
C.収入等の率	0.03%
第1号平均保険料率	5.27%
計	10.00%

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div> ○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度和歌山支部保険料率

令和2年度
和歌山支部
保険料率
10.14%
(10.15%)

=

第1号
保険料率
5.39%
(5.30%)

+

第2号
保険料率
・全国一律[3.89%]
・インセンティブ
加算率[0.004%]
3.90%
(3.99%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分除く)
0.87%
(0.89%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分)
0.01%
(0.03%)

-

収支等見込額
相当率
・全国一律[0.03%]
・インセンティブ減算率
[なし]
0.03%
(0.06%)

※ () 内は平成31年度保険料率

第1号保険料率
各支部の医療給付費
で決定され、年齢・
所得調整された料率

第2号保険料率
・後期高齢者支援金等の
拠出金や現金給付にかか
る料率 (全国一律)
・インセンティブ加算率

第3号保険料率
(支部精算分除く)
準備金積立てや業務
経費にかかる料率

第3号保険料率
(支部精算分)
30年度の支部収支の
赤字分にかかる料率

収支見込相当率
・雑収入や日雇いの
保険料収入
・平成30年度のイン
センティブ減算率

	平成31年度保険料率算定時見込	令和2年度見込
和歌山支部医療給付費 (百万円)	38,997	40,250
和歌山支部総報酬額 (百万円)	672,202	684,122
和歌山支部保険料率	10.15%	10.14%
調整前保険料率 a	5.80%	5.88%
年齢調整 b	0.03%	0.03%
所得調整 c	▲0.52%	▲0.52%
調整後第1号保険料率(a+b+c)	5.31%※激変緩和措置前	5.39%

協会けんぽの保険料率の推移

単位：%

変更月	H20.10	H21.9 (任継は H21.10)	H22.3 (任継は H22.4)	H23.3 (任継は H23.4)	H24.3 (任継は H24.4)	H25.3 (任継は H25.4)	H26.3 (任継は H26.4)	H27.4 (任継は H27.5)	H28.3 (任継は H28.4)	H29.3 (任継は H29.4)	H30.3 (任継は H30.4)	H31.3 (任継は H31.4)	R2.3 (任継は R2.4)	
全国平均 保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ●全国健康保険協会発足 ●全国統一の保険料率 	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	
均等保険料率		—	—	—	—	10.07	10.08	9.74	9.52	9.72	9.50	9.46	9.45	
国庫補助率		13.0%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	
※激変緩和率		8.20	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10 緩和措置終了
和歌山支部 保険料率		8.21	9.37	9.51	10.02	10.02	10.02	9.97	10.00	10.06	10.08	10.15	10.14	
据え置き前	—	—	—	—	10.10	10.11	—	—	—	—	—	—		
和歌山支部 (激変緩和前)	8.34	9.50	9.57	10.10	10.16	10.20	9.95	10.03	10.08	10.09	10.14	—		
和歌山支部 (インセンティブ反映前)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.13		

据え置き措置

- 保険料率の急激な変動を緩和するため、導入された激変緩和措置は令和2年3月までで終了となる。
- インセンティブ制度の導入により平成30年度の取り組みが令和2年度より保険料率に反映されることとなった。
 ※制度の財源として保険料率の中に0.01%を盛り込むこととなったが、経過措置として令和2年度保険料率に0.004%、令和3年度の保険料率に0.007%、令和4年度保険料率以降に盛り込む率は0.01%となる。

令和2年度都道府県単位保険料率における
 保険料率別の支部数
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24
23

令和2年度都道府県単位保険料率の 令和元年度からの変化

(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

24

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

介護保険の令和2年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和2年度の介護納付金の金額や令和元年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和2年度の介護保険料率は、令和元年度の介護保険料率 1.73%よりも 0.06%ポイント上昇し、1.79%となります。

なお、介護納付金については、令和2年度は 10,500 億円の見込みであり、令和元年度から 200 億円減少する見込みです。これは、前々年度(30 年度)のマイナス精算(▲600 億円)の影響が大きいことと併せて、被用者保険間の負担方法における総報酬割の拡大(3/4→完全総報酬割)の影響等により、概算額の伸びが鈍化していること等によるものです。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

健康保険法 第160条第7項

支部長は、(中略) 都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

令和2年度支部長意見(案)	平成31年度支部長意見
<p>○和歌山支部保険料率 平成31年度：10.15%→ 令和2年度(見込み)：10.14%(-0.01%)</p> <p>当支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、単年度収支均衡保険料率を適用して、少しでも保険料率を下げる事が望まれる。</p> <p>しかしながら、平成27年度より5年に渡り平均保険料率10%維持が実施されてきた趣旨を踏まえると、令和2年度の保険料率についても、平均料率10%をベースとしたものとなることについては、やむを得ない。</p> <p>ただし、10%が負担の限界であると感じている事業所は多く、これまで、事業主、加入者の皆様に、単年度収支均衡保険料率では引き下げ可能なところ、10%維持による負担をご理解いただいているのは、この限界を超えることがないことを望まれているからである。したがって、今後も、この限界は超えてはならないものとする。</p> <p>そのためには、国に対して国庫補助負担の見直し、患者の自己負担割合や保険適用の範囲など公助、共助、自助のあり方について等、制度の構造的な問題への抜本的改革に関する要望を強化していただきたい。</p>	<p>○和歌山支部保険料率 平成30年度：10.08%→ 平成31年度：10.15%(+0.07%)</p> <p>今年度は、特に和歌山支部における料率の引き上げ幅が大きく、平均保険料率を下げることで、加入者の負担を少しでも軽くすることが望まれる。しかしながら、自支部のみならず、協会全体の視点から意見を述べたい。様々な手立てを打ちながらも、今後、医療費の減少が見込まれない中、制度を安定的に運営していくためには、本来、短期保険であるべき制度の趣旨には反するが、中長期的視点での立場から、平均保険料率10%を維持することもやむを得ない。</p> <p>ただし、国庫補助が当面の間、保障されている中、今後の積立金の状況、組合解散等に伴う、加入者の変動に対応しつつ、今ならば、できる得ることを検討いただきたい。例えば、平均料率や都道府県単位保険料率の在り方を十分議論したり、今後、財政が真に逼迫した場合にどう対応していくのかの議論を行い、加入者に示していくことができれば、加入者の納得、安心につながるのではないかと。</p>